

○ 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>(定義等)</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一〇五十 (略)</p> <p>五十一 「航空用DME」とは、九六〇MHzから一、二一五MHzまでの周波数の電波を使用し、航空機において、当該航空機から地表の定点までの見通し距離を測定するための無線航行業務を行う設備をいう。</p> <p>五十一の二 「タカン」とは、九六〇MHzから一、二一五MHzまでの周波数の電波を使用し、航空機において、当該航空機から地表の定点までの見通し距離及び方位を測定するための無線航行業務を行う設備をいう。</p> <p>五十二〇九十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>一〇五十 (略)</p> <p>五十一 「Zマーカ」とは、航空機に位置の情報を与えるために、逆円錐形の指向性電波を垂直に上空に発射する無線標識業務を行う設備をいう。</p> <p>五十一の二 (同上)</p> <p>五十一の三 (同上)</p> <p>五十二〇九十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

○ 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>（無線標識局の変調度）</p> <p>第四十五条の十六 無指向性の無線標識に使用する送信装置のA二A電波における変調度は、八〇パーセント以上でなければならない。ただし、変調周波数が音声周波数を含むものにあつては、無線標識用の変調周波数による部分の変調度は、四〇パーセント以上とする。</p> <p>（無線標識局の総合歪率等）</p> <p>第四十五条の十七 無指向性の無線標識に使用する送信装置の総合歪率は、八〇パーセントの変調をしたとき一〇パーセント以下でなければならない。ただし、変調周波数が音声周波数を含むものにあつては、五パーセント以下とする。</p> <p>2 無指向性の無線標識に使用する送信装置の信号対雑音比は、八〇パーセント変調をした場合において四〇デシベル以上でなければならない。</p>	<p>（無線標識局の変調度）</p> <p>第四十五条の十六 （同上）</p> <p>2 Zマーカの送信電波の変調度は、九五パーセント以上でなければならない。</p> <p>（無線標識局の総合歪率等）</p> <p>第四十五条の十七 無指向性の無線標識に使用する送信装置の総合歪率は、八〇パーセントの変調をしたとき一〇パーセント以下でなければならない。但し、変調周波数が音声周波数を含むものにあつては、五パーセント以下とする。</p> <p>2 Zマーカの送信装置の総合歪率は、九五パーセントの変調をしたときなるべく一五パーセント以下でなければならない。</p> <p>3 無指向性の無線標識に使用する送信装置及びZマーカの送信装置の信号対雑音比は、八〇パーセント変調をした場合において四〇デシベル以上でなければならない。</p>